

平成28年11月16日

就学前教育検討部会資料

中野区就学前教育検討部会における主な発言要旨 (案)

1 就学前教育の現状と課題

(1) 教育・保育の質の向上

①区立幼稚園

○区立幼稚園は、地域の諸機関と交流し、多様な人とのかかわりの中で、子どもたちの心の育成に努めるなど幼児教育の推進の役割を担っている。また、保護者も地域における子育て支援に力を發揮し、地域の教育力を高めている。

○区立幼稚園は、教育委員会の教育目標に基づき、幼児期からの生活や学びに基づく、実践を行っている。今後、幼稚園の教育指導要領の改定、保育所の保育指針の改定も見据え、これらを推進していく体制が必要である。

②中野区就学前教育プログラム

○幼児教育から義務教育への円滑な接続を図る資料として、0歳児から小学校入学期までの発達に応じて経験させたい内容を明らかにしている。

③中野区運動遊びプログラム

○運動あそびプログラムについては、5歳までに基礎的な運動能力がほぼ完成することに十分留意し、アセスメントを行うことが大事である。基礎的な運動ができるようになつたところを評価することが大切である。

④幼稚園・保育園から小学校への接続

○幼児期は子どもたちが楽しい、おもしろい、これをやりたいという興味や関心のある活動を通して、その中で、運動的な健康面を育てたり、身支度、友だち関係を学んだり、幼稚園の教育要領で定められている5領域のこと遊びや生活を通して総合的に学んでいる。

○小学校では、45分授業の中で、学びと休憩を縦分けながら自覚的に学んでいく。その

移行期を、生活科を中心とした総合的な学び方をするということで、スタートカリキュラムという形をとることが小1プロブレムを解消するのではないかと言われている。生活科が幼小をつなぐ大事な授業として位置づけられている。

○保育園から小学校に上がるときに、保育要録を引き継いでいる。

特別な対応が必要のない子どもに関しては、丁寧な引き継ぎがなかなかされないということを現場から聞いている。例えば、幼保小、中まで、中野区としてある一つの同じフォーマットのもとに1人1人の子どもの記録がつながっていけば中学校を卒業するまでの間の流れを見られるのではないかと思う。

(2) 保幼小連携教育

①合同研究

○幼稚園、保育園、認定こども園、公立私立、全てが一緒になって中野区の子どもたちを育てていくため合同研究に取り組んでいる。全体に研究の成果が行き渡るようにすることが必要と思う。

○研究会を運営していく上で担当組織の役割が重要である。研究テーマについても、構成員相互の課題を的確に捉えたものとするなど学び合う仕組みをつくる必要がある。

②保幼小連絡協議会

○各小学校や幼稚園・保育園の教職員の交流を図ることにより、幼稚園等における教育・保育の様子、あるいは小学校の学校に入ってからの低学年の様子を話し合い、相互理解を図っている。

○保幼小連絡協議会の持ち方、連携する内容について検討が必要と考える。その場で先生方が会うということが大事なことと思う。

○近隣にある小学校と幼稚園・保育園同士の連携など、中野の子どもを、幼児を育てているという視点で大きなビジョンに向かって一緒に進めていけたらいいと思う。

○小学校から、幼稚園、保育園を見ておくことは教員にとっても大きいことだと思う。保幼小連絡協議会では、学びを連続させるために、お互いが何をするのか、その接続をどうすればいいのかということを考えている。小学校の教員の初任者研修の一環として幼稚園の体験を入れている。大きな成果があり、制度の中に取り込んでいければいいと思う。

○近隣の幼稚園・保育園とは、学校見学、交流学習、体験給食などを通じて、学校になれるような工夫をしている。

③スタートカリキュラム

○小学校1年生に上がった4月当初は、幼稚園・保育園で、遊びを通しての学び、あるいは好きなことにじっくり取り組める環境・活動から、45分を単位とした授業になり、集中が続かないことと、授業に参加することへの緊張感から、集中が途切れる子供が多い。

○小学校では、1年生の実態に応じて学習内容に変化をもたせたり、活動方法を変えて、書くことと体を動かすことなどを実践している。

また、幼稚園・保育園からの接続を意識した授業構成をしている。さらに、歌を歌つて授業に入るなど、小学校へスムーズに移行するよう授業の緊張感を和らげている。

○就学までの環境が異なっていても、小学校生活を始めると大体の子が学校生活に適応できるのも現実である。時間は少しかかっても、その中で集団形成ができ、生活様式を身に着けるので、大きく小1プロブレムと言われているようなものは、頻繁に発生しているというものではなくなってきている。

○小学校における生活科、総合的な学習の時間が、幼児期との遊びや、体験を通した学びと一番つながりやすい教科と思う。

○学校の中を探検するとか、自分の通学路の安全を自分が理解して、安全に登下校することも全部生活科の中にも位置づけができる。そういうスタートカリキュラムが学校の科目とも位置づいているということが大事である。幼稚園からの連続の授業構成、効果的な教科書の活用は大事であり、小学校に行って、その中で教科として押さえられている科目の中で、連続性が図られるものである。

○現在、教育委員会において基本方針をつくり小中連携活動に取り組んでいる。

保育園・幼稚園・小学校と、所管が異なり指導・監督の範囲、権限の違いがある中で、教育・保育の内容について、区の大きなビジョンをつくり、統一した指導を行うことが大事である。保・幼・小の教職員が連携を図ることによりいいものができあがると思う。

(3) 特別支援教育

①区の相談体制

○中野区では、最初に、発達に課題があると疑われる子どもを発見する仕組みとして、すこやか福祉センターにおける乳幼児健診、6か月健診、9か月健診の中で、発達に課題がある子どもについて台帳を作成し、その後の経過観察を行っている。その中から発達支援、療育相談に結びつけている。

アポロ園・ゆめなりあ・たんぽぽ・みずいろ、の四つの区立施設において、療育相談、児童発達支援を行っている。

また、保育園や幼稚園に入園した場合、療育施設から入園先へ申し送りを行っている。

○すこやか福祉センターでは乳幼児健診を主体として、発達障害にかかる発見の気づきにつなげている。健診で多面的、多角的に親子を見ながら、発達グループ、相談につなげていく仕組みを取っている。保護者が、すこやか福祉センターに直接、相談に来られる場合もあり、保健師などが相談に対応している。

○健診の機会を発達の障害の発見の手段とすることは大事だと思うが、その後のフォローアップがきちんとなされていないと、子育ての中で悩みを深めてしまうことになる。相談体制を十分なものとする必要がある。

②巡回指導

○療育施設による保育園への保育園等訪問指導事業では、アポロ園、ゆめなりあといった専門の療育機関が乳幼児の在籍する保育所等に定期的に巡回し、職員に対し課題のある乳幼児等への対応方法について助言等を行っている。対象は保育園等に在籍している発達の課題のある子どもである。専門療育機関から心理職の専門職が各園を訪問し、子どもの観察、園との話し合い等を通じ、保育者とともにその課題を確認して必要な支援を行う。頻度は、2か月に1回の程度だが、今年度、ゆめなりあを開設し、頻度を上げていく予定である。指導内容は、観察、話し合い、助言である。

支援の流れは、まず保育所が対象となる児童を把握し、保護者への説明を行う。また、専門療育機関に対する訪問指導の依頼を行っている。

また、すこやか福祉センターが訪問指導事業の窓口となっており、児童の状況の確認、今後の支援方針の調整、療育機関等への訪問指導依頼を行う。その後、療育指導機関が訪問指導を実施する。

○巡回指導人数と巡回指導園数は、平成27年度、区立保育園では、1園あたり約9人、私立幼稚園が1園当たり約8人となっている。

- 私立幼稚園は、広域から通園しているが、区外在住の園児への巡回指導は行っていないため学びにくいというところがある。各区が連携した取り組みも必要ではないか。
- 現場としては、子どもの住所によってサービスに差をつけられないので、発育について気になる子どもであれば専門家にみてもらいたいと思うのは当然だと思う。
- アポロ園の巡回指導により、私立幼稚園・保育園としても学ぶことも大変大きいので取り組みを拡大してほしい。
- 特別な対応が必要な子どもについては、区内4か所のすこやかセンターから、障害児支援施設を紹介している。これらを統括する組織を明確にしておく必要がある。

③区立幼稚園の課題

- 現在、区立幼稚園では特別な支援を必要とする幼児が全体の30%近く在園している。都の平均は7.9%である。一つの学級に10名近く在籍する場合も多く、学級の経営が難しい状態である。
- 中野区の幼児教育における課題として、特別な支援を必要とする幼児が増えている。2年保育の4歳児で入園できない子どもたちが出てきているという状態で、5歳児での入園がますます難しくなり、就学前教育を受けないまま小学校に入学する児童も出てくる懸念がある。
- 特別な支援が必要な子どもの数が多い場合、安全の確保が心配される。
- 幼稚園・保育園が1園平均9人、支援が必要な子どもたちが在園している中で、区立幼稚園1学級に10人程度支援が必要な子どもたちが集まっている。これは支援が必要な子どもの定員数が定められておらず、介助員がついているということで公立幼稚園を選ぶ保護者が多いことが要因と考えられる。
- 区立幼稚園に、支援が必要な子どもたちが集まつくるというのは、致し方ないと思うが、これだけ多くなると、現場に無理が生じ、学級経営が難しくなる。是正をしないと、周りの子もやはりうまくいかないので、園の教育の質というのは、当然上がらないと思う。

④小学校の課題

- 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもの支援について、介助員が付いて、その子の安全が守られ、危害が加わらなければいいのではなく、教育・保育を受け

る環境をつくることが大事である。

○就学に当たっては、就学相談を確実に行い、親も現状を理解して、児童にとってよい環境を求められるようにしていく必要がある。

○中野区は全小学校に特別支援教室を設置しており、これを十分に活用して、その子に合った補充的な指導を行い、ノーマライゼーション・インクルーシブ教育を推進することが必要である。

○ノーマライゼーション・インクルーシブ教育を推進するため、一つ大事なのは、交流及び共同学習である。これをいかに推進できるかが要になってくる。

○発達障害と知的障害を分けて考える必要がある。知的障害がある場合は、やはり知的固定で適正な教育課程のもとで学ぶことが大事である。一方、発達障害の子は情緒固定があれば別だが、カリキュラム的に知的障害ではない。そこをきちんと整理しないと、いろいろな問題が出てくる。

○本年度より、各小学校に特別支援教室を設置し、従来は通級指導学級に通っていた情緒的に配慮が必要なお子さんに対して、その学校で支援ができるように教員が巡回する形をとるシステムで進めている。教員の指導、学校での連携など、現在いろいろ取り組みながら改善を図っていくという過程にある。

○子ども同士の関係性、保護者の理解、教員の理解が非常に重要になってくる。就学前の段階で、いわゆる障害のある子どもたちへどのような教育、保育が展開できるかということも大事である。資質能力の部分では、スタートカリキュラムという一つの切り口もあるかと思う。

○障害のある子どもたちが小学校に上がっていくときの連携について、就学支援シートを保護者全員に配付して、気になることを書いて就学時健診のときに持っていく、そこから保護者が学校とつながるという指導をしたことがあるが、そのようなツールを活用すべきと考える。

○小学校では、校内委員会を組織し特別な配慮が必要な子どもたちのことを共有し、その子の指導計画を検討しているが、そのような仕組みを、私立幼稚園や保育園においても取り入れることが大切である。

○小学校が設置している校内委員会では、管理職を含めた特別支援コーディネーターと担任等で情報の共有をしている。また、個別の指導計画を作成し、巡回指導員に子どもの様子を観察してもらい助言をいただきながら指導を進めている。全小学校で子どもの

課題について、全体で共有する会を設けており、皆で共通理解をして進めている。

⑤申し送り

○子どもが小学校に上がる年齢に達した場合、在籍する保育園・幼稚園、療育センターの両方から小学校に申し送りを行っている。申し送りの内容は、保育園や幼稚園といった集団の観点の申し送り、それから療育施設の個別療育の観点からの申し送りの2種類である。

○小学校では申し送りを受け取った後、子ども、保護者を直接面接し、子どもの状況を把握を行っている。また、1年生、4年生、6年生になった時点で、校内で個別支援計画会議を開催し、すこやか福祉センターの職員、小学校等関係職員が集まって、支援方針の確認や情報共有を行っている。

○小学校から中学校に上がる時点においても、申し送りを行っている。現在、中学校では個別支援計画会議を行っていない。

○中野特別支援学校に在籍する子どもについては、学校の中で申し送りを行っていると聞いている。

○個別の教育支援計画は、基本的には、就学後から高校卒業まで、実際には3年スパンで、3年後を見据えてつくるものである。

⑥相談支援

○私立幼稚園では、支援が必要な子どもについて、保護者にできる限りアプローチし、チャンスを見計らいながら子どもの特質への理解を共有し、一緒に育てていこうということを理解してもらえるよう努力している。その子がよく育つためには幼稚園での教育内容を小学校へ伝えることが大切と思う。子どもの情報を繋げる仕組みが必要と考える。

○子どもの状態を認めていない保護者もいるが、相談を引き継ぎながら、できれば就学前までに保護者の理解を得る努力をすることが必要である。子どもたちを集めて遊びの会などを開くほか、保護者支援・家庭支援を併せて行うことも必要である。保護者に対し診断を求めずに、発達支援事業所を紹介するなど、保護者には、その子どもの今の状態、バランスの悪さ、何が苦手かなどについて理解してもらうことが大切である。

○中野区では、1歳6か月健診において、多職種が直接かかわることで、保護者と子どもの状態を多面的に観察し、発達グループという集団指導を親子で一緒に実施している。

これにより、1歳6か月から2歳児ぐらいまでに、心理相談、子育て専門相談につなげていく努力をしている。

○親子グループで集団指導を行うことにより、保護者同士が今悩んでいることを話し合い共有し、気づきにつながり、それから療育にかかるというケースが多数ある。そういう手法を導入すべきと考える。

○特別支援にかかわるスクールソーシャルワーカーの存在は大きく、教育センターに張りつきの形で、スクールカウンセラーの役割も持つという、特別支援にかなり特化している自治体もある。

○中野区は計画相談をまだ実施していないので、訪問指導についても、計画相談の中でということではなく、療育施設の専門性の中で支援を行っている。ゆめなりあでは今後つくる予定である。

○特別な支援が必要な子どもの判定は丁寧に見ることと、現場の声を聞くことが大切である。療育でうまく行っていても集団に入るとまたもとに戻ってしまう子もいるので、総合的に見て行かないと、短時間のアセスメントだけでは難しい。

⑦研修体制

○区立幼稚園では、都の研修の機会があり、また自園に持ち帰って個別ケースに当てはめて考え、研修を重ねている。また、中野区の特別支援学校のコーディネーターの先生を園に招き、子どもたちを見ていただき、合わせて教育委員会からも巡回の先生に来ていただき、個別に充実させている。そして、園内の取り組みとしては、全ての子どもたちを全職員で見ていくということを進めている。

○保育園、幼稚園、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れを可能にする支援の方策について、補助金の額、判定の基準など見直しが必要である。また、中野区外の幼稚園等に通園している特別支援が必要な子どもを対象とすることについても検討する必要がある。また、育ち合いの観点から幼稚園、保育園の定員に関する適切な受け入れの数、それを推進する対策、個々に応じた教育・保育を提供するための関係機関との情報共有や連携のあり方について検討が必要である。

○診断とニーズは一致しないことがある。診断基準として、DSM-5があるが、それだとある程度診断をクリアしていかないと診断が出ない。クリアした子は発達障害という診断が出るが、実は現場ではニーズは高い子という事例は多い。

診断はないけれども受給者証だけくださいという方は結構いる。それで母親の子育てが楽になり、子どもの様子が変わればいいと思う。発達障害の場合は診断されることが特に支援ではないと思っている。

○小さい子どもの保護者は障害があるということに対する見通しが立たない場合が多い。今は障害があってもこういうふうになれるとか、こういう道もあるなど、高校卒業までの話をすると納得される。やはり不安を解消してあげるのが大事と考える。

⑧区の支援策

○発達障害など、見た目にはわかりにくい子どもこそが、すごく配慮が必要だということもあり難しいところがある。また、大人がついて危険さえ排除すればいいということではなくて、仲間とのかかわりを促す力など、経験、知識、力も持った人材が必要であり、人件費がかかる。現行の補助金では、満足とは言えないのが現実である。

○特別な対応が必要な子どもがいて、よいバランスであれば本当によい教育につながる。また、子どもたちの育ち、育てておきたい子どもの資質としても大変大事なところだと思う。私立幼稚園においても支援が必要な子どもたちを預かっていただくような体制をどのようにつくるのか、その方策を区として検討する必要がある。

○特別な支援が必要な子どもへの対応については、私立保育園・幼稚園とも補助制度を用意している。子供の様子を見て程度を判定し、その判定に基づいて私立の幼稚園、保育園とも、同じ基準で補助金を支出している。また、幼稚園については、段差の解消など設備費用を補助する制度も設けている。補助額については見直しを検討する必要がある。

(4) その他

○発達障害者支援法が見直され、発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮すること。個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進をすること。いじめの防止等の対策の推進を図ることが明記されている。

○障害者差別解消法は、一つは不当な差別取り扱いの禁止、もう一つが合理的配慮の提供が地方公共団体の法的義務になっている。合理的配慮は、当事者から申し出があったときというのが一つのポイントになっているが、周りでそういうことに気がついた人も配慮しなければいけないと明記されている。それらを念頭に置いて対応する必要がある。

2 教育・保育の質の向上の取組について

(1) 公私幼保共通の発達成長の目標や水準について

① 教育要領等への対応

○ 幼児教育において、教育課程の接続が重要である。教育指導要領の改訂においても、今、特別支援学校と特別支援学級はあまり接続性がないが、教育課程の接続が一つの目玉になっている。

○ 幼児教育から小学校に上がるときの接続で、小学校以上は知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性という3本柱がクローズアップされている。それが幼児期では、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」という、全て「基礎」がつくという形で表現されている。

また、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を明確にし、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるように工夫・改善するとしている。

○ 10の育ってほしい具体的な姿として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活の関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形・文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」を育て、小学校の教育につなげていくとしている。

○ 幼稚園教育要領の改訂内容と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定内容との整合性を図り、幼児教育全体としての質を確保・向上するとしている。

○ 大事なのは、幼稚園の遊びの中で総合的なところを通して、それらが学べるように、いわゆる環境構成などをするとすることが趣旨である。

○ 合同研究では、私立・公立、幼稚園、保育園の関係なく、就学前の子どもに何を提供したらいいのか、育ちに何が必要なのかなど、統一的な方向性、取り組みなどについて検討し、その成果が共有され、子供たちに等しく質の高い教育・保育が提供されることが望ましい。

○ 小学校学習指導要領における幼稚園教育との連携に係る主な規定では、特に第1学年入学当初においては、生活科を中心にさまざまな教科を組み合わせて総合的な指導をすることで、幼児期、幼稚園、保育所、認定こども園での学び方と連続していくことが示されている。

また、国語、音楽、图画工作といった各教科の中でも、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮することが示されている。こういったことが小学校1年生当初のスタートカリキュラムで求められている。このスタートカリキュラムが幼児期の学び方と児童期の学び方をつなぐものになるというところで、学び方の連續性、一貫性を図ることが求められている。

②子育て支援事業の充実

○子育て支援策の充実について、子ども・子育て支援新制度の中で、認定こども園がしっかりと位置づけられた中身となり、さまざまな保育・教育に関する相談事業、一時預かり事業等が充実し、家庭や地域社会と連携した子育てや家庭教育に対する支援が行われるようにする必要がある。

③就学前教育の質の向上

○就学前教育の質の向上と連携は、非常に重要なところである。新たな取り組みとして、就学前教育に携わる教員、保育士の資質向上に寄与できる事業は必要不可欠であり、教育の質を保つためにもこの部分にぜひ力を入れてほしい。

○教育の質には、二つの側面がある。一つが教育に携わる教員、保育士の質、もう一つが環境の質である。現在区が検討している教員の質の向上、プログラムの策定などの取り組みのほか、施設の環境を向上させる観点から、例えば自然物の栽培、教材の工夫など、低予算で環境の質を向上させる取り組みもあるので、是非検討していただきたい。

3 保幼小連携による教育の推進について

(1) 連携の強化

○就学前教育機関連携の強化について、円滑な小学校への接続のため、就学前教育プログラムは定期的に見直しと情報共有を図り、幼稚園・保育園・小学校で活用されるようになる必要がある。

○保幼小連絡協議会では、活発な議論を開催し、小1ギャップの解消を図ることを目指す姿とする。

○幼小の連続について、具体的なレベルでどこまで進んでいるかということを検討して

いく必要がある。まず、接続が大事ということで相互に合意をしていることが大事である。次に、先生方が、お互いのことを知るということで、一緒に話し合う場があることも求められている。また、幼児と児童の交流活動も大事だと言われている。

加えて、小学校の先生方には幼稚園、保育所を見に来ていただき、遊びを通した総合的な指導というのが具体的にどのように行われているのかを理解をしていただきたいと思う。また、幼稚園や保育所の先生方には、学校公開の期間などに学校に出向き、どのように学んでいるのかを見て、子どもたちの成長と一緒に考えていくことが必要である。

○中野区では就学前教育プログラムがつくられており、5歳児までのところと小学校がつながっている。プログラムをつくるだけでなく、先生方が大事だということを本当に理解して、子どもの育ちを見ていく教育を行うことが大切である。

○中野区では、区立、私立を問わず、一緒に就学前教育に取り組んできた。そのことが生かされていくような、連携していく必要がある。就学前教育を支える仕組みづくりに当っては、互いに具体的に生き生きと伝わるような仕組みを検討すべきである。

○保幼小の連携活動について、お互いに学び合える、互恵性のある活動が非常に重要である。指導計画に幼児と児童の活動の流れを書き、右側に小学校側の指導計画、左側に幼稚園側の指導計画を立て、一緒に交流の活動を進めていく。小学校にとってはどういう子どもたちの学びがあって、教員はどんな配慮をしたらいいのか。幼稚園、保育所側に当っては、子どもたちにとってここでどんな学びができる、教員や保育士はどんな配慮をしたらいいかを事前に打ち合わせて1枚につくる。それをすることによって、その連携活動が幼児・児童にとってお互いに学び合える活動というのをつくっていくことができる。

○幼児期における子どもたちの学びがいかに大きいかというところを発信していくことが幼稚園に課せられた大きな役割だと思う。小学校が幼稚園の教育を理解し、より関心を持つことが必要である。中野区全体で連携に関してどのように進めていくのか、その連携の深さ、意味をより明確にしていくことが課題である。

4 就学前の特別支援教育の充実について

(1) 関係機関との情報共有と連携のあり方

○幼稚園・保育園・認定こども園等では、関係機関との連携のもと、個別支援や指導に係る計画が作成、活用され、就学後の適正な教育支援となるように確実に引き継がれる

ようにする必要がある。

○発達障害が疑われる児童及び保護者への支援体制については、すこやか福祉センター、教育センター教育相談室、療育センターアポロ園、療育センターゆめなりあ、その他民間の発達支援事業所などが一体となった連絡協議会ができればいいと思う。

○園内委員会については、幼稚園、保育園の場合は全員で取り組んでいるので、特に委員を決める必要はないが、コーディネーター役の先生を置き、定期的にケース会議を開くことが必要である。

○特別な支援が必要な子どもについて、利用計画等が複数あるが、統一していくことが大切である。支援計画を一本化し、情報をつないでいける仕組みを取り入れている自治体もある。また、幼稚園・保育所等への訪問支援、巡回相談の充実。地域のセンター校である中野特別支援学校との連携が大切である。

○介助員と先生方との連携、介助員に対する研修も重要である。

○支援するときに、発達検査、知能検査がかなり重要な位置を占めるので、検査結果に妥当性、統一性があるのかということが問われる。

(2) 特別な対応を必要とする児童の受け入れを可能にする支援の方策

○特別な支援が必要な児童の療育環境について、特別な支援や配慮を必要とする児童が増えている中で、全ての子どもが安心して幼稚園・保育園・認定こども園での生活が送れるようにする必要がある。

○現場の先生に対しての特別支援に関する研修が重要である。また、個別の保育計画、指導計画が作成されているなども大事である。

○相談支援にあたり、子どもの療育はしないが、アドバイスや見立てはするアセスメントセンターがあるといいと思う。その中で、診断に至らないが発達が気になる子どもと保護者を対象に、集団遊びなどを通じて、見立てをして、次の段階につなげるというようなシステムをつくっている自治体もある。

○できれば相談支援の専門員がいる相談支援事業所で相談支援利用計画をつくり、支援していくことが必要である。

○保護者対応については、長い目で見て支援をしていくということが必要である。特別支援教室の役割をきちんと説明することも大切である。学級経営がうまく行っているところでは、保護者や周りの子が納得する。先生方も特別支援の理解が必要である。

○子どもに対する支援、配慮も必要であると同時に、保護者に対し正確な知識、正しい選択肢などを示していくこと重要である。

○公立で抱えきれない部分は、エリア的なところも含め私立でシェアしないといけないと思う。私立の幼稚園が、特別な支援を必要とする子どもを預かるための、補助金等を拡充する必要がある。

5 区の果たすべき役割

「重点的な取り組み」

(1) 就学前教育の質の向上と連携

- ・就学前教育プログラムの改訂と活用の促進
- ・保・幼の教員、保育士による合同研究会の充実
- ・保・幼・小の連絡協議会の充実
- ・保・幼・小・中の教職員及び保育士による新たな課題に対する研究事業
- ・中野区独自の児童教育保育研修モデルの作成及び提供、普及

(2) 就学前教育を支える仕組みづくり

- ・就学前教育を推進する区の組織の設置
- ・就学前（児童）教育推進モデル地区による先駆的な取り組みの実施
- ・学校区ごとの保幼小中の連携の仕組みの検討
- ・教育・保育施設の現状の把握と就学前教育の充実のための取り組みの推進

(3) 特別な支援が必要な児童への支援

- ・特別な支援が必要な児童の早期発見・早期支援のシステムの検討
- ・特別な支援が必要な児童の受け入れにかかる私立幼稚園、保育園の補助制度の拡充
- ・特別支援コーディネーター的な役割の支援員の配置検討
- ・私立幼稚園による先駆的な取り組みの推奨

(4) 地域・家庭との連携

- ・子育て支援相談や体験などの事業の充実
- ・子育て支援のための支援側の情報共有の仕組みづくり
- ・幼稚園等教育施設における一時預かり事業や子育て支援事業の拡充